大牟田労働基準監督署で、患者の実情を懸命に訴えるCO患者家族。

# 労働省の態度に満まく不満

# 強めよう命守る闘い

## CO要求闘争、妥結したが

## 不満の声あがる

CO患者の今後の補償をめぐる三池労組の対労働省交渉は十六日妥結したが、率直に述べてCO患者や原告団の間に残った不満は大きい。（中央交渉経過は、くわしく次号で報道）

長く労働省と三池労組との間に懸案事項とされてきた、一部CO患者（九・二八坑内火災被災CO患者が中心）の今後の補償の在り方をめぐる交渉は、十六日労働省の譲歩をもって妥結した。

もちろん三池労組が指標としていることは、「CO患者の生活補償」「同じく完全治療」「解雇反対」「遺族の生活補償」で、それによってまた災害撲滅をはかるところにある。

これに対し十三日、まず労働省は次の提案を行なってきた。

一、九・二八CO患者十九人中、三池労組関係の六人について、一人を長期療養補償給付に、ほか労災補償を打ち切る。（このなかに、現在、四人のCO患者が入院治療中）

二、障害認定申請中の五十六人の患者（全員三池労組関係）については、五級一人のほか苛酷な障害等級をつきつけてきた。

### 怒りの抗議行動が労基署へ

右の労働省提案は、現にそのなかになお入院治療患者が四人もいる現状から見て、だれにも絶対になっとくのいく提案ではなかった。当然ながら、CO患者・家族らの怒りに油を注ぐ結果となり、やむにやまれぬ思いから患者や家族の、大牟田労働基準監督署に対する連日の抗議行動へと発展していった。

その結果か、労働省として前記の提案を改めるかなりの譲歩を示してきたが、その内容は

一、九・二八CO患者の補償取り扱いは、一人を長期療養給付とすることに変りはないものの、三人を昭和五十四年の三月末日まで、また二人を今年の十月三十一日まで、ともに療養補償とする。

二、障害認定申請CO患者の障害等級は、はじめの提案が底上げされて一一・九CO患者十九人のうち、五級（年金補償）＝一人、七級（同上）＝八人、九級（以下一時金）＝七人、十二級＝三人。また九・二八患者三十五人のうち九級＝二人、十二級＝十三人、十四級＝十六人、級外＝四人。さらに宮浦自然発火関係CO患者二人は、いずれも級外（以上は最級的内容）。

以上のほかに、なお職能回復訓練の実施など幾つかの処置が加えられている。

右の妥結から出なかった労働省態度は、CO患者のなかに声が聞かれるように、「有事立法を国民に強制しようとする、わが国自民党政治のいっそうの反動化のあらわれ」であることは明らかで、ますます命を守る闘いを強めなければならないことを教えている。

十六日、大牟田労働基準監督署で抗議中の患者や家族たちのもとに右の妥結の報がもたらされると、期せずして不満の声がまき起こった。

――労働省の役人には、やまもとの私たちの懸命な抗議の声もついにとどかなかったのか。ひどいではないか。

――労災補償を打ち切られては、まだまだ治療をしていかなければならない患者はどうすればいいのか。「死ね」、ということではないか。

――私たちの要求がやっと実現して、今CO患者の一斉検診がすすんでいるというのに、その結果も見ないで補償を打ち切るとはあんまりだ。一斉検診は、これでは、ひどい施政のただの飾りに過ぎないではないか。組合側医師の診断を、いったいどう見たのだ。

――こんな労働省・政府の態度を許しては、こんごたとえ再発申請や異議申請やるにしても、問題にもされぬのではないか。

――一一・九患者で障害等級申請中の患者のうち、宮崎三二さんと永野利男さんという二人の人が死んでいる。その二人の人の死を労働省はどう取り扱うというのか。また、そんなCO患者だということを、どれほど知っているというのか。

×

述べるまでもなく、交渉はねばり強く、「本当のところを見てくれ」と続けられたものだったが、現在のあらゆる状況を思えば、やはり今後のためにも、裁判闘争を含め、命を守る闘いを強化することこそ、いよいよ不可欠なものとなってきたのではないか。

# 罪を重ねていく会社

## 三裁判公判、怒り呼ぶ

十月上旬に集中して、大災害関係の三つの裁判の公判が開廷したが、そのなかでも特に結審予定だった上村裁判が、今もって会社側の責任を感じない抵抗のため、結審が延びるなど、三池労組の組織内外に新たな怒りを呼び起こしそうである。

まず三池大災害裁判二十七回目の公判は、二日午前十時から福岡地裁で開廷した。

この日は、組合側証人として、CO中毒症の実態を明らかにするために、東京都立松沢病院副院長の金子嗣郎医師の証言が予定されていた。ところが証言のために、担当弁護団が裁判長を通じ、「労働省から、各患者が障害認定を申請したとき提出している医師の診断書の提出」を求めていたのが、公判間ぎわになってから、ついに提出してこないことが明らかになり、予定の証言が不可能になったのだった。

弁護団としては、二回にもわたって、自らも労働省関係に対して同診断書の提出を要請したにもかかわらず、裁判長の申し入れに応じなかった、まったく理由のない態度は見のがすことができない。

四日に開廷した坑内火災裁判第二十五回公判は、予定通り組合側証人として曙病院の吉田磯彦院長が出廷、患者一人ひとりの症状についてきわめて明快な証言を行った。さらに上村裁判控訴審の第十七回公判は、九日福岡高裁で開廷した。

これに先だち三池労組・原告は訴額（補償請求金額。すでに報道）拡張を訴えているが、会社側はこれを「不当」だとして、異論を申し立ててきた。そのため折角予定されていた結審も、延びることとなったもの。責任の一片も感じようとしない会社の態度は、必ず怒りを呼ぶにきまっている。

# 上村さんのお母さん――いつまでも長生きしてね

遺族　中西文子

三池大災害から三年と十カ月後に起きた三川鉱の坑内火災で、ほかの六人の人々とともに尊い犠牲となられた上村孝知さんをはじめ、多くのCO中毒患者の方々のことは、忘れようにも忘れることができません。

十二回目のその日――去る九月二十八日、三川鉱の正門前で開かれた抗議集会に、私達遺族も、仕事でくたくたになった体をむちうちながら、運悪く降り出した雨の中を参加しました。

雨のために会場が三川指導部に移ったため、あいにくの天気にもかかわらず集会に参加した人達で指導部の内も外もいっぱいでした。

電車の都合で開会にちょっと遅れたので、内容はよくはわかりませんでしたが、私の心の中は、上村さんの老いられたお母さんのことや奥さんの京子さん、それに当時まだ生まれたばかりだったひとり娘の幸枝ちゃんのことでいっぱいでした。大災害遺族の私達の何倍もの苦労があったでしょうし、どうか一日も早くしあわせな日が訪れることを願わずにはいられませんでした。

集会が終った後、いつものように、新港社宅の上村さん宅へお参りにいきました。年老いたお母さんは、この日参りに来てくれる人達に食べてもらおうと、何日も前から用意された手造りのおまんじゅうを、出して下さいました。胸の熱くなる想いをかみしめながらごちそうになりました。

その夜八時から、新港社宅で抗議集会が開かれるとのことでしたが、雨が降っていましたし、遅くなっては……と、私達は失礼して帰ることにしました。でも今も、このような集会を開いておられる新港の方達には、本当に頭の下がる思いが致しました。

上村裁判もいよいよ終りに近づいてまいりましたが、この上会社がどのような詭弁を弄しようと、私達は決して許してはならないと思うのです。

近い日、必ず裁判勝利の日が来ることを信じながら、今一度心を新たにして、皆さんと共にガンバリたいと思います。どうか上村さんのお母さん、この上共にお体を大切に、いつまでも長生きして下さいね。